

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第46号
平成17年7月5日
警察庁交通局交通規制課長

路上競技に伴う道路使用許可の取扱いについて

路上競技に伴う道路使用許可については、「マラソン、駅伝、自転車ロードレースその他の路上における競技に係る道路使用許可の取扱いについて」(昭和62年9月24日付け警察庁丁規発第78号)及び「トライアスロン競技に係る道路における危険の防止その他交通の安全と円滑の確保及び水難等の防止のための警察措置について」(昭和63年3月10日付け警察庁丁規発第28号、警察庁丁勤発第38号)に基づき取り扱ってきたところであるが、最近の開催要望の背景に地域の活性化等を目的とした自治体等の施策が関係していることにかんがみ、今後、路上競技に伴う道路使用許可については、次のとおり取り扱うこととするので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達をもって上記通達は廃止する。

記

1 路上競技の定義

この通達において「路上競技」とは、マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン競技等(カーレース及びラリーを除く。)をいうものとする。

なお、カーレース及びラリーについては「カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第20号)によるものとする。

2 路上競技に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

路上競技に伴う道路使用については、道路交通法第77条第1項第4号の規定に基づく各都道府県公安委員会規則において、警察署長の道路使用許可が必要な行為とされており、道路使用許可の可否の判断は、警察署長が同法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなる。路上競技に伴う道路使用は、使用する道路が長距離にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど交通に及ぼす影響が大きいことから、交通の妨害となるおそれを上回る公益性があるとして、同項第3号に該当するものと判断するに当たっては、当該路上競技が次の(1)から(6)までに該当するかどうかを慎重に検討すること。

(1) 路上競技の目的

スポーツ振興、青少年の健全育成、地域活性化等の公益目的を有するものであること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意の度合いが十分であると認められること。

なお、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号)の記3に準じて必要な措置を講じること。

(3) 地方公共団体の関与

路上競技の実施に地方公共団体が関与(主催、共催、後援、支援等)していること。

(4) 使用する道路及び交通の状況

ア 原則として、主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他の交通量の多い道路又は地域住民の日常生活の基幹となる道路等を使用するものでないこと。

イ 競技実施に伴い、順行の交通の通行止め規制が必要となる場合は、規制時間が交通の著しい妨害とならない時間内となるように計画されていること。

ウ 原則として、競技実施に伴い対向の交通の通行止め規制を実施する必要がないものであること。ただし、やむを得ず対向の交通について通行止め規制が必要となる場合は、規制時間が長時間に及び交通の著しい妨害とならないように計画されていること。

エ 競技実施に伴い通行止め規制が必要となる場合は、使用する道路について、予想される交通量を処理できる回路が確保されるとともに、緊急自動車の走行路が確保されていること。

(5) 競技の内容、実施方法等

ア 実施する日時は、原則として交通量の少ない曜日(日曜日又は祝日)、時間帯が選定されていること。

イ 原則として道路に施設を設けるものでないこと。

ウ スタート及びゴール地点が、原則として道路外に設定されていること。

エ コース内の適当な場所に関門を設けるなどして、競技参加者の整理を行い、競技実施時間が長くならないように計画されていること。

オ 自転車ロードレースの出発地点における自転車置場は、原則として道路外に設置が計画されていること。

カ 競技に使用する自動車は、審判長車その他必要やむを得ない最小限の

ものが計画されていること。

(6) 実施主体の講じる措置

ア 使用する道路の必要な箇所に、責任者及び自主整理員を配置するなど、実施主体の責任において、競技及び観客の安全を確保するため適切な体制が整備されていること。

イ 地域住民、道路利用者等に対する事前広報について必要な措置がとられていること。

ウ レース及び観客の安全を確保するため、観客の多数集まる場所にロープを張り、必要な自主整理員が配置されていること。

エ 自転車ロードレースのコース内のカーブ箇所には、必要な防護柵、防護クッション等を配置するとともに、必要な自主整理員が配置されていること。

オ 自転車ロードレースのコース内の道路に側溝がある場合には、原則として側溝に蓋がされていること。

3 その他

トライアスロン競技に伴う道路使用の許可に際しては、トライアスロン競技は、陸上及び水上の競技が一体をなしている競技であるので、競泳競技に係る水難、紛争等の防止について水難防止担当部門及び雑踏警備担当部門の意見を徴すること。